

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請書提出に係る留意事項

1 提出部数等

- (1) 申請書は3部を事務所窓口へ提出してください。
- (2) 申請者は、左端2カ所にパンチ穴をあけ、ひも綴じして提出してください。

2 様式

- (1) 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第八号)
- (2) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第十号)
- (3) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第十四号)
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第十六号)

3 申請書記載に関する留意事項

- (1) 申請年月日は、申請書を実際に提出する日付を記載してください。
- (2) 申請者の住所、氏名の記載については、次のことに留意してください。
 - ① 申請者が個人 → 住民票のとおりに記載してください。
 - ② 申請者が法人 → 法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。
※ 「番地」「大字」を略さない、漢数字とアラビア数字を区別する等
- (3) 「第2面」及び「第3面」は、該当する者が個人にあつては住民票、法人にあつては、登記事項証明書のとおりに記載してください

4 添付書類に関する留意事項

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：申請日から3ヶ月以内に交付されたもの
※現在事項証明書のみ不可
- (2) 住民票：申請日から3ヶ月以内に交付されたもの
※本籍記載のあるもの
※マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- (3) 登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する証明書）
：申請日から3ヶ月以内に交付されたもの ※東京法務局発行
- (4) 納税証明書（納税証明その1）：申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
税務署長が証明したもの（直近3年分）※未納税額がないもの。
※ 上記（1）から（4）の書類については申請者が許可申請の際に原本を提示した場合には、その写しを提出することにより申請できます。

5 その他

その他、留意事項については、申請書下端の（留意事項）を参照してください。

※ 廃止・変更の届出について

産業廃棄物処理業者は、業の廃止又は以下の事項に変更が生じた場合、その廃止又は変更の日から10日（法人が2から6までの事項を変更したために登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に都道府県知事あてに当該廃止又は変更について届出をしなければなりません。

- 1 住所
- 2 氏名又は名称
- 3 法定代理人
- 4 法人の役員
- 5 発行済み株式総数の100分の5以上を保有する株主、それに相当する出資者
- 6 政令で定める使用人
- 7 事務所及び事業場の所在地（住所を除く）
- 8 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模

添付書類の省略について

1 添付書類の省略について

以下2のいずれかに該当する場合には添付書類を省略することができます。

添付を省略できる書類については別紙9（添付を省略する書類の一覧表）をご覧ください。

また、申請の際は省略する書類を別紙9に記載して提出してください。

2 添付書類を省略することができる場合

(1) 更新許可申請、変更許可申請を行う場合

その内容に変更がない限り以下の書類を省略することができます。

- ① 事業所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図
- ② 産業廃棄物処理の工程図（フローチャート）
- ③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図
- ④ 申請者が施設の所有権を有することを証する書類
- ⑤ 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面
- ⑥ 事業の開始に要する資金の総額、調達方法（別紙5）
- ⑦ 資産に関する調書（別紙6）（個人）

(2) 先行許可証を提示した場合

住民票の写し等を提出して交付された許可証の原本を申請時に提示した場合は、役員等（株主・使用人・個人申請の場合の本人・法定代理人）の「住民票」及び「登記されていないことの証明書」並びに株主法人の「登記事項証明書」の添付を省略することができます。

（住民票の写し等を提出して許可を受けた許可証とは「規則〇条第〇項の規定による許可証提出の有無」の欄に「無」と記載されている許可証のことをいいます。）

● 先行許可証として用いることができる許可証の種類

許可申請を行う日から5年以内に許可を受けた以下の許可証を使用することができます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業の許可（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の許可
- ・ 産業廃棄物処理施設の変更許可

※ なお、先行許可を更新する際には当該先行許可証を用いることはできません。

※ 申請書に記載する役員等の本籍・生年月日等に誤りがあった場合には、住民票等を別途提出していただく場合があります。提出前に記載内容をよく確認して下さい。

(3) 複数の許可申請を同日に行う場合

以下のうち2つ以上の許可申請を同日に行い、いずれかの申請書に書類が添付されている場合には、書類の添付を省略できます。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物処分業許可申請（新規・更新）
- ・ 産業廃棄物事業範囲変更許可申請
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請（新規・更新）
- ・ 特別管理産業廃棄物事業範囲変更許可申請

(4) 優良性の評価基準に適合した場合

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準」に適合した場合には、一部添付書類を省略することができます。

申請書提出先窓口一覧

- 1 **中部環境事務所 廃棄物係** **TEL. 027-219-2021**
〒371-0051 群馬県前橋市上細井町 2142-1 県前橋合同庁舎 2 階
管轄区域
 - ・ 前橋市
 - ・ 伊勢崎市 玉村町
 - ・ 渋川市 榛東村 吉岡町

- 2 **西部環境森林事務所 廃棄物係** **TEL. 027-323-5530**
〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3 県合高崎同庁舎 4 階
管轄区域
 - ・ 高崎市 安中市
 - ・ 藤岡市 神流町 上野村
 - ・ 富岡市 下仁田町 南牧村 甘楽町

- 3 **吾妻環境森林事務所 総務環境係** **TEL. 0279-75-4611**
〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664 県中之条合同庁舎 2 階
管轄区域
 - ・ 中之条町 東吾妻町 長野原町 嬭恋村 草津町 高山村

- 4 **利根沼田環境森林事務所 総務環境係** **TEL. 0278-22-4481**
〒378-0031 群馬県沼田市薄根町 4412 県沼田合同庁舎 2 階
管轄区域
 - ・ 沼田市 片品村 川場村 みなかみ町 昭和村

- 5 **東部環境事務所 廃棄物係** **TEL. 0276-31-2517**
〒373-0033 群馬県太田市西本町 60-27 県太田合同庁舎東庁舎 1 階
管轄区域
 - ・ 太田市
 - ・ 桐生市 みどり市
 - ・ 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町

◆留意事項

(申請者が群馬県内に所在)

- ・ 5 事務所のうち、申請地を管轄する窓口へ提出

(申請者が県外に所在)

- ・ 新規更新は、5 事務所のうち任意の窓口へ提出

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の許可申請に係る提出書類一覧表

◆ 提出を要する書類及び添付図面

新規許可申請 : ◎及び●が付してある書類

更新許可、変更許可申請 : ◎及び●が付してある書類

○が付してある書類については、その内容に変更がない限り添付不要

提出書類	添付書類	申請者別	
		法人	個人
産廃(新規・更新) 様式第八号 産廃(変更) 様式第十号 特管(新規・更新) 様式第十四号 特管(変更) 様式第十六号	① 法人登記事項証明書	◎	
	② 法人の役員の本籍地の記載された住民票	◎	
	③ 百分の五以上の株式保有者又は出資者の本籍地の記載された住民票(法人の場合には、登記事項証明書)	◎	
	④ 令6条の10に規定する使用人の本籍地の記載された住民票	◎	◎
	⑤ 本籍地の記載された住民票		◎
	⑥ 法定代理人の本籍地の記載された住民票	◎	◎
	⑦ 登記されていないことの証明書(②～⑥で示した者)	◎	◎
	⑧ 定款(又は寄付行為)	◎	
	⑨ 既に許可を得ている都道府県市の許可書	◎	◎
	⑩ 事務所、営業所、産業廃棄物処理施設等の案内図(住宅地図の写しで可)	○	○
	⑪ 産業廃棄物処理の工程図(フローチャート)(排水処理及び排ガス処理を含む)	○	○
	⑫ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図	○	○
	⑬ 申請者が施設の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合は使用する権限を有することを証する書類)	○	○
	⑭ 中間処理後の産業廃棄物及び排水処理施設等から発生する産業廃棄物の処分方法を明らかにする書類及び図面	○	○
別紙1 事業計画の概要		◎	◎
別紙2 業務経歴		◎	◎
別紙3 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(総括表)		◎	◎
別紙4の1 事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要(保管施設)		◎	◎
別紙4の2 事業の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要(中間処理施設)		◎	◎
	設置時に生活環境に与える影響を調査した項目の直近の測定結果	●	●
別紙4の3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要(最終処分場)		◎	◎
	設置時に生活環境に与える影響を調査した項目の直近の測定結果	●	●
別紙5 事業の開始に要する資金の総額、調達方法等		○	○
別氏6 資産に関する調査			○
	① 決算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表) 直近3年分	◎	
	② 法人税納税証明書(その1・納税額等証明書) 直近3年分	◎	
	③ 所得税納税証明書(その1・納税額等証明書) 直近3年分		◎
別氏7 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類		◎	◎
	① 講習会修了証の写し 認められる講習会の修了者(法人)役員、事業場の代表者 (個人)申請者、政令で定める使用人	◎	◎
	② 技術管理者の資格を有することを示す書類(設置許可施設所有者に限る)	(◎)	(◎)
別紙8 誓約書		◎	◎
別紙9 添付を省略する書類の一覧表(省略する書類がある場合のみ提出)		※	※
手数料 産業廃棄物処分業 新規許可 100,000円 更新許可 94,000円 変更許可 92,000円 特別管理産業廃棄物処分業 新規許可 100,000円 更新許可 95,000円 変更許可 94,000円			

(留意事項)申請に関しては、事前に提出予定先の環境森林事務所に受付日時を確認すること。